

1972, pp. 21-24; No. 47, 72/73.

以上6編の「I S S A 海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するI S S A のAdvisory Committee—1967年10月—による了解のもとづき, Social Security Abstractsより採用した。

(平石長久 社会保障研究所)



社会保障こぼれ話

社会保障制度の改正

(オーストラリア)

この国では、1978年10月に、社会保障制度を改正する法律が制定された。この改正は年金、家族手当、出産給付など色いろな分野で行われた。たとえば、年金制度では自動的調整の時期と方法、70歳以上に対する老齢年金の所得調査、両親を喪失した遺児の年金などを含んでいる。これらのうち、年金額の自動的調整は、従来、消費者物価指数の変化を利用して、毎年5月と11月に実施されていたが、改正により、今後、毎年11月に1回だけ修正することになった。改正後、最初に年金を修正するのは、1979年11月である。

家族手当の改正では、給付は週額で示していたのに、改正により、月額で示されることになった。

出産給付では、両親の給付を採用し、従来の母親だけを対象とする出産給付は、1978年11月1日以後の出産について廃止された。

なお、1978年11月から、一部の給付を除き、大部分の給付は支給額を若干ずつ引上げられた。

I S S A, Asian News Sheet, Vol. LX, No. 3, July, 1979,
pp. 6~9 (New Delhi).

(平石 長久 社会保障研究所)